

# 使用貸借契約書

貸借物品名 〇〇〇〇〇〇装置 一式  
及び数量  
評価額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也  
(うち消費税及び地方消費税相当額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

借受者 国立大学法人東京大学 (以下「甲」という。)と貸付者 〇〇〇〇〇〇株式会社 (以下「乙」という。)  
とは、上記 〇〇〇〇〇〇装置 一式 (以下「物品」という。)の使用貸借について、次の条項により契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品を無償貸与するものとし、甲はこれを〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に資するため使用するものとする。
- 第2条 貸与期間は、令和〇〇年 〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。
- 第3条 物品の設置場所は、東京大学医学部附属病院 〇〇〇棟 〇F 〇〇〇〇室とする。
- 第4条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって物品を管理するものとする。
- 第5条 物品の搬入搬出に要する経費は乙が負担するものとし、維持管理に必要な経費は甲が負担するものとする。
- 第6条 甲は、物品を甲又は乙の指定する者以外の第三者に使用させ、又は転貸してはならない。
- 第7条 甲は、故意又は過失により物品に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、動産保険により補填を受けた金額については、この限りではない。
- 第8条 乙は、甲がこの契約の条項に違反した場合又は正当な理由がある場合には、契約を解除することができるものとする。
- 第9条 甲は、物品を返却する理由が生じたときは、速やかに乙に返却するものとする。
- 第10条 この契約に関し、紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成するものとし、甲乙各1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号  
国立大学法人東京大学  
総長 藤井 輝夫  
代理人  
東京大学医学部附属病院  
事務部長 岩瀬 鎮男

乙 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇